

第 3 2 回法務省契約監視会議議事概要

開 催 日	令和 7 年 6 月 2 3 日（月）
開 催 場 所	法務省 1 7 階 会計課会議室
出 席 委 員	諏 訪 雄 三（共同通信社編集委員兼論説委員） 田 中 早 苗（弁護士） 柳 川 重 規（中央大学法学部教授）
審議対象期間	令和 6 年 7 月～令和 7 年 3 月
審議対象契約	一般競争契約 4 2 8 件 随 意 契 約 6 5 件
重点審議案件	一般競争契約 7 件 随 意 契 約 1 件
委員からの主な意見・質問それに対する回答等	別紙のとおり
意 見 具 申 等	今回の審議案件について、特段の問題は認められなかった。 令和 6 年度法務省調達改善計画の年度末自己評価結果（案）について、特に指摘する事項はなく、引き続き適切に実施されたい。

質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
1 「札幌少年鑑別所釧路少年鑑別支所保安システム等整備一式」 (一般競争入札) 契約金額 30,470,000 円 支出負担行為担当官 帯広刑務所長 「函館少年鑑別支所少年保安システム等更新整備」 (一般競争入札) 契約金額 21,010,000 円 支出負担行為担当官 函館少年刑務所長 (質問等) 【総論的質問】 一者応札となった理由及びこの2件を共同調達としなかった理由は何か。	(回答) 一者応札となった理由は、釧路少年鑑別支所及び函館少年鑑別支所のいずれも電子調達システムにより業者を募ったところ複数業者が説明書を受領したものの、結果として一者応札となったものである。 説明書を受領したが入札に参加しなかった業者に理由を聴取した結果、明確な回答は得られなかったが人手不足が影響しているとの印象を持った。 今後も幅広い声掛けや電子調達システムによる入札を行うことで全国の業者が参入できるよう一者応札解消に向けた取組を継続していきたい。 共同調達としなかった理由は、少年保安システムの整備は各施設の構造に合わせて個々の機器の仕様、設置箇所等が異なることが多く、統一的な仕様書を作成することが困難であること、また、現地調査も必要となるが、今回の

【諏訪座長】 説明書を受領したのは、それぞれ函館、釧路に出先のある業者なのか。 大きな案件なので地元の業者からすれば落札したい案件だと思うが、今回契約した業者が前回は契約していることからシステムをよく分かっているなどの事情はあったのか。	両施設は500キロメートル以上離れているため、工事に伴う移動費や滞在費等の費用を考慮すると、共同調達した場合の方が予定価格の高騰の可能性があったためである。 出先のある業者及び地元の業者も説明書を受領しに来ていた。 2件とも前回は地元の業者が落札しており今回とは業者が異なることから、そういった事情はない。 工事が数か月掛かるものであったことや建設業界も運送業界と同じように時間外労働時間の規制が示された時期でもあったことなどから人材の確保が困難だったと推測される。
2「出入国在留管理庁・税関共同キオスクの導入に伴うウォークスルーゲートの導入等一式」 (一般競争入札) 契約金額 16,720,000 円 支出負担行為担当官 出入国在留管理庁次長 (質問等) 【総論的質問】 落札率が4.2パーセントで低落札価格調査を実施していない理由及び4.2パーセントとなった理由は何か。	(回答) 低落札価格調査を実施していない理由は物品供給契約であるため。 ただし、4.2パーセントという落札率だったことから落札者に今回の落札価格について確認したところ、企業戦略の一環として、この案件を落札しなかったことから金額を下げたとの回答を得た。 このウォークスルーゲートは設置台数の増加も見込まれることから、今後大きなビジネスチャンスになると思わ

【諏訪座長】 今回落札した業者以外の業者がウォークスルーゲートを落札することがこれで事実上不可能となるのか、それとも業者によってはキオスクとの連携は仕様書に記載してあるから入札に参加することは可能であるのか。	れ、この観点から業者が価格を下げてでも落札したいと考えたものと認識している。 入札に参加することは可能である。 この共同キオスクは令和6年度は本件の落札者が落札しているが、今年度は別の業者が落札している。
3 「保護司専用ホームページアプリケーション改修業務の請負 一式」 (一般競争入札) 契約金額 28,723,860 円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 (質問等) 【総論的質問】 一者応札となった要因は何か。 【田中委員】 具体的に何が業者にとって難しいと判断されたのか。	(回答) 本件はホームページの改修業務であることから全国的に対応可能な業者が少なくないと思われる一方で、本ホームページが保護観察という専門性の高い業務に用いられるものであるから、業者にとっては学習コストが高いことや本件が小規模でありスケールメリットが働かないというところが要因になったものと思われる。 このホームページ自体が様々な既存のサービスを組み合わせたものではなく、一から開発したものになるので、業者が改修に参入するに当たっては、ホームページの構造や保護観察という業務を理解するところから始めなければならず、その意味で業者が入ってくるにはハードルが高いと思われる。

4 「取調べの録音・録画装置等の供給一式」 (一般競争入札) 契約金額 209,000,000 円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 (質問等) 【総論的質問】 一者応札となった理由は何か。 落札業者は警察で使用している機材を提供している業者と同じか。機材が異なる場合、検察で録画したものが警察で見られないということはないのか。 【柳川委員】 規模の観点から応札しなかったことについて、規模が大き過ぎるのか、それとも規模が小さいから利益がでないということのどちらなのか。 【田中委員】 複数の検察庁で1台を納品することになっている。全国に2000台あり、それを5年で順次更新としているが、例えば4年や6年でもよいから、もう少し1台を納品するようなところをなくしていく、少なくとも更新対象が3台以上から5台以上にしていくなど工夫してはいかがか。	(回答) 電子調達システムにおいて仕様書等をダウンロードした30者のうち入札に参加しなかった業者に聴取したところ、本件は規模が大きいことから対応が困難であると考え参加を見送るとの判断に至ったとの回答があったものであり、仕様の内容には問題なかったと考えている。 本件の落札業者は警察で使用している機材を提供した実績はない。また、警察と異なる機材であっても録画したものが見られないなどという問題は生じていない。 規模が大き過ぎるからだと考えている。 台数が395台であることや検察庁が全国に点在する組織であり全国に納品しなければいけないことから規模が大きいと業者が捉えて応札されなかったと考えている。 耐用年数が5年となっていることから5年更新としているが、1台の納品のために労力が割かれるといったところで業者に敬遠されているのではないかという点を踏まえると、導入台数も含めて今後検討していきたい。
---	---

5 「仲裁地を管轄する外国の裁判所における仲裁判断の取消訴訟係属の有無の確認方法並びに外国送達の方法及び外国における企業組織に係る法制度に関する調査研究の請負 一式」 (一般競争入札) 契約金額 11,000,000 円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 (質問等) 【総論的質問】 契約の相手方以外の手前の法律事務所に声をかけていなかったのか。 【諏訪座長】 本件のような調査研究の発注は、年度初めに調査研究内容の一覧表を出すなど、そういったことに興味のある人たちにアウトリーチするような方法は取っているのか。	(回答) 本件落札業者以外の法律事務所に声掛けをしたが時間的な制約から入札参加辞退の申出があった。 本件は一者応札となったものであるが、その要因として履行期間の確保がやや不十分であったと分析している。 今後は、入札手続前の取組として積極的な新規参入事業者の調査、履行期間を十分に考慮した仕様の見直しを行い、入札手続時の取組として公告期間を十分に確保して入札説明書交付事業者への積極的な声掛けをしていきたい。 現時点で行っていない。 しかし、調査研究の中身の確定が上半期に決まれば、早いうちに見積なども依頼しているため、早めに調達手続をすることで、アウトリーチするのと同様の効果は得られると思うので、そのような取組を始めたい。
---	--

6 「登記事務の迅速化に向けた概念的検証実験等委託業務 一式」 (随意契約) 契約金額 123,750,000 円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 (質問等) 【総論的質問】 随意契約で落札率が37.8パーセントとなった理由は何か。 【諏訪座長】 サーバを確保しないといけないという考えに至ったのはなぜか。 【諏訪座長】 本件の企画競争は最初から1者しか応募してこなかったということか。 また、その理由は何か。	(回答) 本件は企画競争方式を実施しており、一般競争入札は価格が最も安い入札者を落札者とする一方で、企画競争方式の場合は提案内容の点数が最も高い者に優先交渉権を与えるというものである。 本件は検証用の機器の構築に当たり、当初は個別にサーバ機器を導入した上で環境の構築をすることを想定していたが、業者から個別にサーバ機器を導入しなくてもクラウド環境において提供されるサービスを利用することによって環境の構築を行うことで短期間での構築が可能であるといった提案がなされ、これを採用したところ結果として構築に係る経費が抑えられたことから予定価格を下回る結果となった。 本件は企画競争により業者から提案を広く募るということで、当方としては最初クラウドということを念頭に置いて進めていなかった。 少なくとも5者程度は声掛けをしたが、結果として提案書の提出があったのは1者であった。 提出のなかった一部の業者に確認したところ、登記事務であるため専門性が高いことが一つのハードルとなっているという回答であった。
--	---

7 「法務局地図作成事業一式」 (一般競争入札) 契約金額 23,650,000 円 支出負担行為担当官 横浜地方法務局 (一般競争入札) 契約金額 66,000,000 円 支出負担行為担当官 和歌山地方法務局 (質問等) 【総論的質問】 (横浜地方法務局)落札率が99.9パーセントとなった理由は何か。 落札率について、99.8パーセントというところもあれば、一方で今回の和歌山のように66.4パーセントというところもあり、落札率にばらつきがある理由は何か。予定価格の算定方法に何か問題や違いはあるのか。 応札者が1者の案件と応札者が複数の案件があるが、応札者数が異なるのはなぜか。応札者の複数の案件のベストプラクティスが他に共有されていないのではないか。	(回答) 例年実施している事業であるため、業者が過去の落札額を分析して設定した入札金額が近似値となってしまうことや、また、入札金額が何回も小刻みに下げられて入札回数が多くなったことで、落札率が99.9パーセントになってしまったことが考えられる。 予定価格の積算方法については各局での算定方法に大きな違いはない。 地図作成事業は全国の法務局で実施しているところ、多くの法務局で落札率が95パーセント前後となっており、ばらつきはあまり見られない。 一方で御指摘のとおり和歌山局の案件のように66.4パーセントと他と比べて低いところもある。 和歌山局の案件について、この低い落札率となった業者に確認したところ、業者の方針として本件を優先して契約したいという実情があることを聴取した。 応札者数の違いについては、各局の受注者において対象の地域に赴き調査・測量を実施する必要があるため、地図作成対象地域に基本的に容易にアクセスできる業者でなければならないと
--	--

【諏訪座長】 地図作成対象地域と同一県内か、そこに本社がある業者が応札者となる傾向があるが、他県へ応札しに行っている業者もあるので、もう少し民間に開放し得るものなのか検討はしているのか。	いうことがある。 このため、同一または近隣の都道府県に会社の支店や本社がある業者が応札者となる傾向がある。 また、本件調達に当たっては、公共嘱託登記土地家屋調査士協会や土地家屋調査士法人または土地家屋調査士のいずれかとして定めているが、受注できる数に限界が出てきていることもあり、一部の法務局では公嘱協会以外の者が応札できていないということが一者応札となっている理由であると考えている。 土地家屋調査士法人が参画してきているが、今後も引き続きこの裾野を広げていきたいと思っている。 また、調達案件の周知方法等を広げていき様々な法人等から入札に参加してもらえるような努力をしたい。
8 「カラー複合機交換及び保守契約」 (一般競争入札) 契約金額 7,729,521 円 支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 【諏訪座長】 令和6年6月に開催された第28回法務省契約監視会議において、一者応札案件として審議された案件のフォローアップについて説明されたい。	(事務局) 第28回会議での御意見等を踏まえ、十分な履行期間を確保するなど一者応札解消に向けた取組を行った結果、水戸地方法務局においては3者という複数者応札となり一者応札が解消された。 (回答) 前回の契約で一者応札となった理由は、開札日から納期までの期間が短く、

	納期までに複合機4台を納品することが困難であったことが考えられたため、今回の入札では、履行期間を前回より2か月程度長く設定し、入札公告期間も前回より2週間程度長く確保したほか、過去の入札に参加したことのあ る業者に対し積極的な声掛けを行い、さらに、より汎用的で低スペックな調達仕様となるよう調整したこと から、一者応札を解消することができた。 また、前回の契約では低落札率でもあったことから、前回の会議において委員から仕様書の作成について、ペーパーレスが進む中で契約金額が高額となるようなハイスペックな複合機が本当に必要なのか検討することや、予定価格の積算については最新の情報を収集して作成すべきという指導をいただいた。 そこで、今回は、仕様書については更新する複合機の用途や使用頻度等をし っかり確認して、最小限の仕様とし、予定価格の積算に当たっては入札に参加表明をした複数の業者から徴取した最新の価格証明書や最新のカタログ価格、他局の入札実績などを参考に算出したことから、低落札率を解消することができた。
【法務省調達改善計画関連】 「令和6年度法務省調達改善計画の年度末自己評価結果（案）」について	事務局から、各項目について、目標に沿った取組がおおむね順調に推移している旨の報告がなされ、承認された。